

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 6 月 29 日

太平洋セメント株式会社

2023年 6月 29日

東京都文京区小石川一丁目1番1号
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長 不死原正文

株式交換に係る事前開示書類

当社は、2023年 6月 29日付で小野田ケミコ株式会社（以下「ケミコ社」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2023年 9月 20日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ケミコ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1をご参照ください。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2をご参照ください。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はございません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3をご参照下さい。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
ケミコ社と当社は、本株式交換を行うことに関し、2023年 6月 29日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照下さい。
5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）
 - (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ア 当社は、2023年 6月 29日開催の取締役会において、ケミコ社との間で本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照下さい。
 - イ[A1] 当社の連結子会社である CalPortland Company（本社：米国カリフォルニア州）は、Martin Marietta Materials, Inc.（本社：米国ノースカロライナ州、以下、「MM社」といいます。）の米国西海岸におけるセメント事業用資産の一部買収について、米国連邦取引委員会による本資産買収承認の目途が立たない中、MM社との間で同買収の中止について合意に至りました。買収を中止する資産は、テハチャピ工場（カリフォルニア

州) 及び関連セメントターミナル 2 拠点であります。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はございません。

以上

別紙 1

株 式 交 換 契 約

太平洋セメント株式会社

小野田ケミコ株式会社

株式交換契約

太平洋セメント株式会社（以下「甲」という）と小野田ケミコ株式会社（以下「乙」という）とは、以下の通り株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

（株式交換）

第1条 本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く、以下同じ）の全部を取得する。

（甲及び乙の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

株式交換完全親会社（甲）

（商号）太平洋セメント株式会社 （住所）東京都文京区小石川一丁目1番1号

株式交換完全子会社（乙）

（商号）小野田ケミコ株式会社 （住所）東京都千代田区神田錦町3丁目21番地

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当に関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く）（以下「本割当対象株主」という）に対し、その有する乙の普通株式の合計数に64を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式64株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3 甲が前項に従って本割当対象株主に対し交付する甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める額とする。

（効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2023年9月20日とする。ただし、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換承認手続)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について、会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。

(自己株式の消却)

第7条 乙は、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

(善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。また、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合は、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

(契約の変更又は解除等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲乙のいずれかの資産若しくは経営状態に重要な変動が生じ、又はそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなったとき、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 前条の規定に従い本契約が解除された場合
- (3) 本株式交換について法令上必要な監督官庁の許可、承認の取得、又は監督官庁に対する届出手続が完了しない場合

(裁判管轄)

第 11 条 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 12 条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に則り、甲乙それぞれが誠実に協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 6 月 29 日

甲 東京都文京区小石川一丁目 1 番
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長 不死原 正文



乙 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 2 番地
小野田ケミコ株式会社
代表取締役社長 竹山 幸生





別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

1. 本件株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 株式交換完全親会社	ケミコ社 株式交換完全子会社
本株式交換に係る割当比率	1	64

① 株式の割当比率

当社は、本株式交換により、当社がケミコ社の発行済株式(ただし、当社が有するケミコ社の株式を除きます)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という)におけるケミコ社の株主様に対し、その保有するケミコ社普通株式1株に対して、当社普通株式64株を割当て交付します。ただし、当社が保有するケミコ社普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上変更することがあります。

② 株式交換により交付する株式

普通株式 256,000株

なお、交付する当社普通株式には当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株の発行は行わない予定です。

③ ケミコ社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有するすべての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じてケミコ社が取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。そのため、本株式交換によって割当交付する株式数については、ケミコ社の自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

④ 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1単元(100株)未満の株式)を保有することとなるケミコ社の株主様は、下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

1) 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及び当社定款第10条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を当社から買い増すことができる制度です。

2) 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

⑤ 1株に満たない端数の処

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるケミコ社の株主様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに基づき、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるケミコ社の株主様にお支払いいたします。

(2) 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関として、株式会社みおぎアドバイザーを選定し、同第三者機関に対して当社及びケミコ社の株式価値の算定を依頼しました。同第三者機関は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法、非上場会社であるケミコ社の株式価値についてはDCF法および類似会社比準法により算定しました。

当社及びケミコ社はその算定結果を参考に、両社間において真摯に交渉・協議を行い、上記の本株式交換に係る割当比率が妥当であるとの判断に至りました。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額といたします。かかる取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3

第40期 報 告 書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
連 結 注 記 表
計 算 書 類
個 別 注 記 表
監 査 報 告 書 (謄 本)

小野田ケミカル株式会社

事業報告（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の我が国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、個人消費や設備投資が持ち直し、内需を中心に景気の緩やかな回復傾向が続いております。ただし、物価高による節約志向の高まりや世界経済の減速に伴う輸出の伸びの鈍化、ウクライナ情勢の長期化による地政学的リスクや原材料価格の高騰、さらには世界的な金融引き締めが続くなか、景気の先行きは不透明な状況となっています。

このような経営環境の中で、当社の当期業績は次のとおりとなりました。

全社売上高は、228億39百万円、前期比96.6%、8億10百万円の減収となりました。部門別では、地盤改良事業が166億44百万円、前期比92.2%、14億17百万円の減収となりました。固化材販売等は、1億15百万円、前期比108.6%、9百万円の増収となりました。M I 事業は23億35百万円、前期比91.6%、2億12百万円の減収となりました。シールド事業は、37億43百万円、前期比127.6%、8億10百万円の増収となりました。

売上総利益は、41億80百万円、前期比88.2%、5億59百万円の減益となりました。部門別では、地盤改良事業は27億76百万円、前期比78.6%、7億56百万円の減益となりました。固化材販売等は89百万円、前期比129.1%、20百万円の増益となりました。M I 事業は8億8百万円、前期比108.8%、65百万円の増益となりました。シールド事業は5億7百万円、前期比128.7%、1億13百万円の増益となりました。

経常利益は、14億37百万円、前期比73.8%、5億11百万円の減益となり、当期純利益では10億5百万円、前期比91.7%、90百万円の減益となりました。

1) 当期の営業にかかわる諸施策は次のとおりであります。

- ①地盤改良事業における大型工事の着工遅れによる減収をシールド事業の増収が補い、売上高228億39百万円を確保しました。
- ②東京外かく環状道路のシールド工事の一部再開に伴うシールド事業等、兼業事業における増益で、営業利益13億81百万円を確保しました。
- ③前期に上市した新規工法のWHJ-In工法、SMM-Low工法及びADAPT工法の当期受注実績は7件、約17億円であり、着実に実績を積上げています。引続き新規工法の設計採用・受注拡大を推進します。
- ④品質保証審議会にて、工事品質、施工技術に関わる課題等を重点的に審議し、重大な品質クレームの発生による利益の逸失を防止しました。

2) 当期の工事に関わる諸施策は次のとおりであります。

- ①東日本、首都圏、西日本の各アライアンス相互の連携により、現場管理社員、協力業者の適材適所配置を行い、稼働率の向上および安全作業、工事品質の確保に努めました。
 - ②危険感受性向上を目的とした動画による安全教育および、現場安全環境設備の標準化と全国への周知を推し進め、不安全行動と不安全設備の徹底した排除に努めました。
 - ③工法に特化した専門工事長による現場での指導教育を実施し、若年層・中級者の指導育成強化および、技術の伝承に努めました。
 - ④現場組立・解体作業における工事支援チームを新たに編成し、現場の安全確保と工程短縮に努めました。
 - ⑤快適な職場環境の充実を図るため、現場での暖を取る設備の設置や新型コロナウイルス感染防止対策を継続して推し進めました。
- 3) 技術開発における諸施策は次のとおりであります。
- ①社員の業務軽減を図るために、工事書類作成システムを開発しました。また施工管理システムのDXを推し進め、更なる省人化、省力化に取り組んでまいります。
 - ②基礎研究センターに、新たに噴射撮影装置と水中噴射装置を設置しました。また、千葉芝山工場内に繰返し試験可能な人工地盤試験ヤードを造成し、噴射試験を実施しました。高圧噴射攪拌工法の技術改善に活用してまいります。
 - ③小型機械攪拌処理工法の工事品質確保のため、品質不良検知システムを用いた試験施工を行い、判定基準を設定するとともに社内周知を図りました。
 - ④技術の伝承や若手社員の技術力向上を目的に、各支店に技術部を設置しました。
 - ⑤環境負荷低減をテーマとして、地盤状況に適応させた高圧噴射攪拌工法の施工を実施しました。その成果を東京都建設局技術業務体験発表会において報告し、優秀賞を獲得しました。今後もカーボンニュートラル等、環境負荷低減技術の開発に取り組んでまいります。
 - ⑥高圧噴射攪拌工法開発に関わる技術を3件、改良品質確認技術を3件の特許登録を計6件、商標登録については管理システムとして「Picture Watch」を登録しました。
 - ⑦NETISではICT地盤改良システムとWHJ-In工法を登録しました。また東京都港湾局の新材料・新工法のデータベースにSMM-Low工法を登録しました。
 - ⑧太平洋セメント株式会社、混和剤メーカーとの3社で共同開発した高濃度スラリー川混和剤が完成、特許出願しました。また、大学2校と行ったTB工法の先端支持力の共同研究については、研究成果を学会に論文として発表しました。
 - ⑨地盤改良体の品質向上を目的に、RI（放射性同位元素）密度計を用いた比重管理システムを開発し、現場に導入しました。
- 4) その他の諸施策
- ①当社株主の持分株式を整数とし、当社の株式の単位との整合性を図るため定款を変更し、1株を10株に分割する株式

分割を行いました。これにより発行可能株式総数は32,000株から320,000株へ増加し、発行済株式総数は8,000株から80,000株に増加しました。

- ②電子帳簿保存法へ対応するために、経費精算システムを導入し、2023年度下期より本格運用を開始する予定です。
- ③太平洋セメントグループ内での資金有効活用のため、CMS（キャッシュマネジメントシステム）への拠出を継続しました。

2. 設備投資の状況

当事業年度内において4億73百万円の主要機械増強を行いました。

3. 資金調達の状況

特に記載する事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息への道筋がまだ見えず、資源価格の上昇、急激な円安の進行、長期金利の上昇など先行きの不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共事業への投資は堅調に推移するものと思われませんが、民間設備投資には力強さが戻っておらず、また、建設資材の価格高騰が深刻になる中、建設技術者・労働者不足の問題も継続しており、引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような中、当社は第14次中期経営計画（23中計）の最終年度を迎え、目標達成に向け全社一丸となって取組んでまいります。また第15次中期経営計画（26中計）の策定にあたり、環境に配慮した工法の開発や事業展開、2024年4月より施行される労働基準法改正による残業上限規制に対応した働き方改革の実施等を通じ、更なる飛躍に向けて経営資源を有効に活用し、グループ経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	単位	第37期	第38期	第39期	第40期
		(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)
売上高	百万円	25,347	24,094	23,650	22,839
経常利益	百万円	960	1,184	1,948	1,437
当期純利益	百万円	710	787	1,096	1,005
1株当たり当期純利益	円	88,795	98,482	137,007	12,567
総資産	百万円	20,255	19,545	20,830	22,320
純資産	百万円	11,904	12,379	13,075	13,544
1株当たり純資産	円	1,488,078	1,547,429	1,634,493	169,312
総資本経常利益率（ROA）		4.7%	6.1%	9.4%	6.4%
有利子負債株主資本比（D/E）		0.0倍	0.0倍	0.0倍	0.0倍

注) 2022年11月13日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

1) 親会社との関係

当社の親会社は太平洋セメント株式会社であり、当社株式の95%を保有しております。当社は同社からセメント系固化材およびスーパージェットセメント等を仕入れております。

2) 子会社との関係

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業
ソイルワークス株式会社	35,000千円	100%	地盤改良工事等
Onoda Chemico Vietnam Co.,Ltd.	1,814,050万 VND	100%	地盤改良工事等

7. 主要な事業内容

事業	主要製品	
地盤改良工事、 一般土木工事	深層改良工事	SDM-Fit工法、WHJ-Fin工法、エボコラム工法、ウルトラコラム工法、GIコラム工法、ツイン・ブレードミキシング工法、CDM工法、TOFT工法、コラムリンク工法、DJM工法、ALiCC工法
	浅・中層改良工事 軽量土工	ツイン・ブレードミキシング工法、MR工法、FCB工法、ISM工法、FM工法、SGM工法、HGS工法、流動化処理工法
	高圧噴射攪拌工事	MM工法、JMM工法、SMM工法、SMM-Dy工法、SMM-Flow工法、SJM工法、SJMM-Dy工法、ADAPT工法、LDis工法、LDis-Dy工法、NJP工法、NJP-Dy工法、NJP-2way工法、CCP工法、ジェットグラウト工法、RJP工法、JEP工法
	薬液注入工事	動的注入工法、フレタンシュ注入工法、ユニバック工法、エキスバック工法
	斜面安定工事	アンカー工法、ラディッシュアンカー工法、キャロットアンカー工法
固化材の販売および 土木材料販売	セメント系固化材、石灰系固化材、裏込・加泥・気泡・改質材、中性固化材、流動化処理土	
特殊コンクリートの 販売および補修工事	スーパージェットコンクリート、スーパージェットセメント、ジェットモルタル、スーパージェットコンクリートセット、超速硬グラウト材(PFGシリーズ)、特殊コンクリート製造、ポーラスクリート	
シールド工法向け各種 設備のレンタル・販売	裏込・加泥・気泡注入プラント、流動化処理土製造プラント、土質改良プラント	

8. 主要な営業所等

名称	所在地
本社	東京都千代田区神田錦町3丁目21番地 JPRクレスト竹橋ビル
東北支店	仙台市青葉区本町1丁目13番22号 仙台松村ビル
関越支店	さいたま市中央区上落合2丁目4番1号 アルーサ北与野ビル
東京支店	東京都江東区亀戸2丁目18番10号 住友生命亀戸駅前ビル
関西支店	大阪市中央区道修町3丁目1番6号 K、シオノビル
九州支店	福岡市博多区博多駅前2丁目1番5号 博多サンシティビル
MI事業部	東京都台東区浅草橋3丁目20番18号 第8菊星タワービル
シールド事業部	東京都台東区浅草橋3丁目20番18号 第8菊星タワービル
基礎事業部	さいたま市中央区上落合2丁目4番1号 アルーサ北与野ビル
千葉芝山工場	千葉県山武郡芝山町大台字永作3155-41

9. 従業員の状況

人員数	前事業年度末比 増減数	平均年齢	平均 勤続年数
348名	△9名	44.9歳	19.1年

- 注) 1. 従業員数には、専任役員および臨時雇員を含まず、当社在籍出向社員を含んでおります。
2. 2023年4月1日現在の人員は359名であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友銀行	200百万円
三井住友信託銀行	70

II. 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 320,000株
- 発行済株式の総数 80,000株
- 当事業年度末の株主数 26名
- 株主

株主名	持株数	持株比率
太平洋セメント株式会社	76,000株	95.00%
小野田ケミコ役員持株会	1,767株	2.21%
小野田ケミコ従業員持株会	1,265株	1.58%
個人株主	968株	1.21%

- 注) 当社は、2022年11月13日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当又は主な職業	他の法人等の 代表状況等
代表取締役 社長執行役員	竹山 幸生	全般	
代表取締役 専務執行役員	鈴木 敬一	管理本部長	
取締役専務執行役員	雨宮 誠	事業統括本部長	
取締役常務執行役員	大塚 慎一	技術営業本部長 兼海外事業担当役員	
取締役執行役員	喜多 紀夫	管理本部副本部長 財務・経理担当役員	
取締役執行役員	唐澤 義文	工事本部長	
*取締役執行役員	有間 一浩	東京支店長	
*取締役(非常勤)	窪木 康雄	太平洋セメント(株) セメント事業本部営業部 固化材営業グループリーダー	
監査役	森 公一	常勤監査役	
監査役(非常勤)	大園 浩一	太平洋セメント(株) 建材事業部長	

- 注) * 2022年6月10日開催の定時株主総会において、新たに選任されました。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の種別別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	8人	120,150千円	-千円	-千円	120,150千円	
監査役	1人	10,800千円	-千円	-千円	10,800千円	
計	9人	130,950千円	-千円	-千円	130,950千円	

IV. 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

⑦ 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
 監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役が会計監査人を解任いたします。

また、監査役は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	19,198,576	流動負債	8,104,871
現金・預金	1,891,681	支払手形及び買掛金	3,748,137
受取手形及び売掛金	4,383,348	工事未払金	2,341,272
完成工事未収入金等	3,469,629	短期借入金	270,000
未成工事支出金	3,576	リース債務	2,687
材料・貯蔵品	85,254	未払法人税等	496,022
未収入金	75,275	未払消費税等	190,573
関係会社預け金	9,000,000	未払費用	390,173
その他	291,769	賞与引当金	308,475
貸倒引当金	△1,958	その他	357,528
固定資産	3,489,729	固定負債	755,420
有形固定資産	2,612,775	リース債務	2,984
建物・構築物	189,536	長期預り保証金	2,850
機械・運搬具	942,974	長期未払金	47,576
工具器具備品	99,139	退職給付に係る負債	631,208
土地	1,221,021	役員退職慰労引当金	29,510
リース資産	5,140	資産除去債務	41,291
建設仮勘定	154,963	負債合計	8,860,291
無形固定資産	70,529	株主資本	13,790,976
ソフトウェア	41,941	資本金	400,000
その他	28,588	利益剰余金	13,390,976
投資その他の資産	806,424	利益準備金	100,000
投資有価証券	84,115	その他利益剰余金	
関係会社株式	89,003	別途積立金	800,000
長期前払費用	3,682	繰越利益剰余金	12,490,976
繰延税金資産	295,069	評価・換算差額等	37,038
退職給付に係る資産	183,116	その他有価証券評価差額金	37,038
その他	154,735	純資産合計	13,828,014
貸倒引当金	△3,297	負債・純資産合計	22,688,306
資産合計	22,688,306		

連結株主資本等変動計算書

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	400,000	100,000	800,000	11,984,671
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	0	0	0	△ 548,000
当 期 純 利 益	0	0	0	1,054,304
株 主 資 本 以 外 の 変 動 額	0	0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	506,304
当 期 末 残 高	400,000	100,000	800,000	12,490,976

連結損益計算書 (自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		23,160,120
売上原価		18,921,966
売上総利益		4,238,153
販売費及び一般管理費		2,785,377
営業利益		1,452,776
営業外収益		
受取利息配当金	37,190	
雑収入	20,439	57,630
営業外費用		
支払利息	1,656	
雑支出	94	1,751
経常利益		1,508,655
特別利益		
固定資産売却益	2,364	
投資有価証券売却益	12,000	
その他特別利益	2,499	16,864
特別損失		
固定資産除却損	3,200	
ゴルフ等会員権売却損	1,010	4,210
税金等調整前当期純利益		1,521,309
法人税、住民税及び事業税		472,810
法人税等調整額		△ 5,805
当期純利益		1,054,304

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

利益 剰余 金計 合	株主資本 合計	評価換算差額等		純資産 合計
		その他 有価証券 評価差額金		
12,884,671	13,284,671	25,437		13,310,109
△ 548,000	△ 548,000	0		△ 548,000
1,054,304	1,054,304	0		1,054,304
0	0	11,600		11,600
506,304	506,304	11,600		517,904
13,390,976	13,790,976	37,038		13,828,014

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 ソイルワークス株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 Onoda Chemico Vietnam Co., Ltd.
連結の範囲から除いた理由
損益および利益剰余金等の項目からみて、企業集団の状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社
該当事項はありません。
- 2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度日等に関する事項

ソイルワークス株式会社の決算日は3月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

4. 重要な資産の評価基準および評価方法

- 1) 有価証券の評価基準および評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- 2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
未成工事支出金 個別法による原価法
材料・貯蔵品 移動平均法による原価法
上記棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
- 3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物については、定額法によっております。
なお、2019年7月1日に吸収合併した太平洋シールドメカニクス株式会社から承継した有形固定資産についても定

リース資産 額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法を採用しております。

無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 定額法

4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の実績による必要額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当期末における要支給額を計上しております。

5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「地盤改良事業」、「固化材販売事業」、「M I 事業」および「シールド事業」を主な事業としております。

地盤改良事業では、顧客との契約において受注した工事について、施工して引渡す義務を負っており、原則すべての工事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

固化材販売事業、M I 事業およびシールド事業における物品販売については、物品の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該物品の検収時点で収益を認識しております。

なお、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の国内取引においては、物品の出荷時から顧客が当該物品に対する支配を獲得するまでの期間が通常の期間である場合は出荷時点で収益を認識しております。

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客が

ら受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

6) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

従業員の退職金の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により、翌事業年度より費用処理する事とします。

5. 会計上の見積りに関する注記

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付会計

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
退職給付に係る資産	183,116
退職給付に係る負債	631,208

2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社は、退職給付制度において積立型、非積立型の確定給付制度を採用し、確定給付型企業年金制度については退職給付信託を設定しております。確定給付制度の退職給付債務、年金資産及び退職給付費用は、数理計算上の仮定を用いた見積りを基礎として算定しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,206,879千円

2) 担保に提供している資産

該当事項はありません。

3) 偶発債務

該当事項はありません。

4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	
完成工事未収入金	2,925,522
受取手形及び売掛金	4,383,348
契約資産	544,107
契約負債	26,381

7. 連結損益計算書に関する注記

1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を記載しておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた収益	23,160,120
その他の収益	—

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	8,000株	72,000株	—株	80,000株

① 当社は、2022年11月13日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

② 発行済株式の普通株式数の増加72,000株は、株式分割によるものです。

2) 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月10日 定時株主総会	普通株式	千円 548,000	円 68.500	2022年3月31日	2022年6月30日

① 当社は、2022年11月13日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2022年6月10日の定時株主総会による1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの。

2023年6月9日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

①配当金の総額 502,720千円 ③基準日 2023年3月31日

②1株当たり配当額 6,284円 ④効力発生日 2023年6月30日

9. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュフローで獲得した資金を投入し、不足分については銀行借入による方針であります。

資金運用については、安全性が高く、かつ原則、元本が棄損することのない金融商品に限定しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理を行うとともに、リスク低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預金	1,891,681	1,891,681	—
(2)受取手形及び売掛金	4,383,348	4,383,348	—
(3)完成工事未収入金等	3,469,629	3,469,629	—
(4)関係会社預け金	9,000,000	9,000,000	—
(5)支払手形及び買掛金	3,748,137	3,748,137	—
(6)工事未払金	2,341,272	2,341,272	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金預金(2)受取手形及び売掛金並びに(3)完成工事未収入金等(4)関係会社預け金

(5)支払手形及び買掛金並びに(6)工事未払金

これらは現金であること、及びその他の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (※1)	96,503

(※1) 市場性のない株式には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

注) 当社は会社法第444条第3項に規定する株式会社に該当しないため、会社計算規則第109条第1項第3号所定の注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1) 1株当たり純資産額 172,850円18銭
2) 1株当たり当期純利益 13,178円80銭

当社は、2022年11月13日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表

2023年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	18,800,616	流動負債	8,022,933
現金・預金	1,665,911	支払手形	2,657,037
受取手形	2,515,596	工事未払金	2,290,185
完成工事未収入金等	3,343,465	買掛金	1,080,439
売掛金	1,819,661	短期借入金	270,000
未成工事支出金	3,155	リース債務	2,687
材料・貯蔵品	83,644	未成工事受入金	3,208
未収入金	78,187	未払法人税等	491,213
関係会社預け金	9,000,000	未払消費税等	190,573
その他	291,769	未払費用	390,285
貸倒引当金	△775	賞与引当金	298,091
固定資産	3,519,620	その他	349,209
有形固定資産	2,607,674	固定負債	752,343
建物・構築物	187,458	リース債務	2,984
機械・運搬具	942,845	長期預り保証金	2,850
工具器具備品	96,244	長期未払金	47,530
土地	1,221,021	退職給付引当金	628,176
リース資産	5,140	役員退職慰労引当金	29,510
建設仮勘定	154,963	資産除去債務	41,291
無形固定資産	70,529	負債合計	8,775,276
ソフトウェア	41,941	株主資本	13,507,922
その他	28,588	資本金	400,000
投資その他の資産	841,416	利益剰余金	13,107,922
投資有価証券	84,115	利益準備金	100,000
関係会社株式	139,003	その他利益剰余金	800,000
差入保証金	121,996	別途積立金	12,207,922
ゴルフ等会員権	24,895	繰越利益剰余金	37,038
長期前払費用	3,682	評価・換算差額等	37,038
繰延税金資産	291,627	その他有価証券評価差額金	37,038
前払年金費用	178,224	純資産合計	13,544,960
その他	369	負債・純資産合計	22,320,237
貸倒引当金	△2,497		
資産合計	22,320,237		

株主資本等変動計算書

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	400,000	100,000	800,000	11,750,513
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	0	0	0	△ 548,000
当 期 純 利 益	0	0	0	1,005,409
株主資本以外の変動額	0	0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	457,409
当 期 末 残 高	400,000	100,000	800,000	12,207,922

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高	16,644,461	
兼業事業売上高	6,195,300	22,839,762
売上原価	13,868,400	
兼業事業売上原価	4,791,291	18,659,691
売上総利益	2,776,061	
兼業事業総利益	1,404,009	4,180,070
販売費及び一般管理費		2,798,555
営業利益		1,381,515
営業外収益	37,187	
受取利息配当金	20,434	57,622
雑収入		
営業外費用	1,656	
支払利息	94	1,750
雑支出		
経常利益		1,437,387
特別利益		
固定資産売却益	2,364	
投資有価証券売却益	12,000	14,364
特別損失		
固定資産除却損	3,200	
ゴルフ等会員権売却損	1,010	4,210
税引前当期純利益		1,447,541
法人税、住民税及び事業税		450,155
法人税等調整額		△8,024
当期純利益		1,005,409

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

利益 剰余 金計	株主資本 合計	評価・換算差額等	
		その他有 価証券 評価差額金	純資産 合計
12,650,513	13,050,513	25,437	13,075,950
△ 548,000	△ 548,000	0	△ 548,000
1,005,409	1,005,409	0	1,005,409
0	0	11,600	11,600
457,409	457,409	11,600	469,010
13,107,922	13,507,922	37,038	13,544,960

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料・貯蔵品 移動平均法による原価法

上記棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物については、定額法によっております。

なお、2019年7月1日に吸収合併した太平洋シールドメカニクス株式会社から承継した有形固定資産についても定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法を採用しております。

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 定額法

4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の実績による必要額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職金の支給に備えるため、当期末
および前払年金費用 における退職給付債務および年金資産の見込
額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見
込額を当会計年度末までの期間に帰属させ
る方法については、給付算定式基準によっ
ております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に
おける従業員の平均残存勤務期間（13年）
による定額法により、翌年度より費用処理
する事とします。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規
に基づき、当期末における要支給額を計上し
ております。

5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「地盤改良事業」、「固化材販売事業」、「M I 事業」
および「シールド事業」を主な事業としております。

地盤改良事業では、顧客との契約において受注した工事につ
いて、施工して引渡す義務を負っており、原則すべての工
事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり
収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗
度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、
予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行ってお
ります。

固化材販売事業、M I 事業およびシールド事業における物
品販売については、物品の検収時点において顧客が当該物品
に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判
断しており、当該物品の検収時点で収益を認識しております。

なお、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な
取扱いを適用し、一部の国内取引においては、物品の出荷時
から顧客が当該物品に対する支配を獲得するまでの期間が通
常の期間である場合は出荷時点で収益を認識しております。

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から
受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が第三
者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客か
ら受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差
し引いた手数料の額で収益を表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権 15,549千円
短期金銭債務 1,307,428千円

2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,148,403千円

3. 損益計算書に関する注記

1) 関係会社との取引高

営業取引
売上高 10,468千円
仕入高 2,744,869千円
販売費及び一般管理費 95,916千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当事業年度末現在の自己株式数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社 (単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
親会社	太平洋セメント株式会社	95.0%	セメント系固材 其他材料の購入	材料の購入	2,664,759	買掛金	352,773
						工事未払金	940,435
			各種材料の 販売	材料の販売	5,168	売掛金	98
						未収入金	1,444

兄弟会社等 (単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
親会社の 子会社	テーシートレーディング株式会社	-	各種材料の 購入	材料の購入(注1)	910,590	支払手形	318,046
						買掛金	127,672
			各種材料の 販売	材料の販売(注2)	142,760	工事未払金	89,724
						受取手形	9,992
親会社の 子会社	太平洋ファイナ ンシャル・ア ンド・ア カウンティ ング株式 会社	-	グループ金 融制度に よる資金 運用	資金の貸付	8,500,000	関係会社前貸金	9,000,000
				受取利息(注3)	34,777	その他の流動資産	7,126

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 資金の貸付に係る取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 1株当たり純資産 | 169,312円01銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益 | 12,567円62銭 |

当社は、2022年11月13日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

連結計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

小野田ケミコ株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻田 寛子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野田ケミコ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野田ケミコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告するこ

とが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

かとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督および実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

小野田ケミコ株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻田 寛子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野田ケミコ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該決算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき決算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構

成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、取締役、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年6月1日

監査役(常勤) 森 公一 ㊞

監査役 大園 浩一 ㊞